

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の白石町の本庁の町長部局の項中「部長 課長」を「課長 専門監」に、「総務課庶務係長」を「総務係長」に改め、同表の白石町の本庁の教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 専門監」に改め、同表の白石町の出先機関の項中

支所	地域業務課長
小学校	校長 教頭

を

小学校	校長 教頭
-----	-------

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。